



長野県報

6月23日(月)
平成26年
(2014年)
第2583号

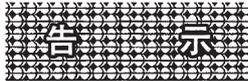
目次

告示

- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 1
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 2

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課サービス産業振興室) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課) 4
- 一般競争入札(建築住宅課公営住宅室) 4



告示

長野県告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市鬼無里字原8402のタ、戸隠祖山字横川6329、6330、字藏ヶ川6339
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字原8402のタ(次の図に示す部分に限る。)、字横川6329、6330、字藏ヶ川6339
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第337号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市美麻字メイノ291、292、字奈良尾坂6の1、字滝ノ平18608、字大麻苧12568、字造道12570から12573まで、12580から12582まで、字城山25468、字鍵掛26082、26083、26086
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奈良尾坂6の1、字滝ノ平18608(次の図に示す部分に限る。)、字大麻苧12568、字造道12570から12573まで、12580から12582まで、字城山25468、字鍵掛26082、26083、26086
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第338号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字飯山字坪根10782の5、10785のハ、字深沢8995の10、8995の15、大字静間字宝蔵4862の145(国有林)、4862の146
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第339号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成26年6月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社ワイブラザ伊那バス観光	伊那市西町5230	伊那市西町5230 株式会社ワイブラザ伊那バス観光

会計課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
京王塩尻kePio
塩尻市大字広丘高出字西村1783-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
京王重機整備株式会社
東京都渋谷区笹塚1-47-1
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	前田 悦司	東京都渋谷区笹塚1-47-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	塚田 松雄	東京都渋谷区笹塚1-47-1

- 4 変更した年月日
平成19年6月25日